

この度の台風 21 号で被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

マンションにおいては、窓ガラスの破損、隔板（パーティション）の破損、屋根材の破損や飛散、自転車置場の倒壊や屋根材の破損、金属天井やボード天井の破損、樹木の倒壊など、多くの被害が発生しています。

被害の復旧については、次の事項を確認するよう心がけてください。

1. 可能な範囲を目視確認して被害箇所の写真を撮ってください。
2. マンションの火災保険に加入している管理組合は、速やかに保険会社へ連絡して、今回の台風被害について保険の適用がされるか、相談してください。
3. 住戸内部の台風被害がある場合で、居住者が火災保険に加入している場合は、速やかに保険会社に連絡して、今回の台風被害について保険の適用がされるか、相談してください。
4. 台風被害で発生した、飛散物や災害ゴミの処理については、所在地の役所や環境事業所等に問合せしてください。
5. 台風被害による各種（市民税、固定資産税等）減免措置の有無については、所在地の役所に問合せして下さい。

台風被害の復旧等についてお困りのことがあれば、ご相談ください。

2018 年 9 月

特定非営利活動法人 集合住宅維持管理機構